

# 院内感染対策指針

## 第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 第2条 院内感染対策の管理体制

- (1) 院長を議長とし各部署より組織する院内感染対策委員会（以下、対策委員会）を設置する。  
対策委員会については別紙「院内感染対策委員会規定」に準じ活動を行う。

## 第3条 職員研修

- (1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

## 第4条 院内感染発生時の対応

- (1) MRSA等の感染を防止するため、「感染レポート」を週1回作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、対策委員会で再確認等して活用する。  
各病棟感染委員（看護師）は作成したレポートを所属長の確認を得て看護部感染対策代表委員へ提出する。
- (2) 新型コロナウイルス感染が疑われる場合や異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。「院内感染の発生を疑った場合の報告制度」 別紙1・別紙2参照

## 第5条 院内感染対策マニュアル

感染対策マニュアルは、院内感染対策の重要性を認識し、医療現場での対応を周知徹底させるため院内感染対策上欠かせないものである。よって、当院ではマニュアル（手順）を整備し、対応にあたるものとする。これらのマニュアルは、科学的根拠や院内体制の実態に基づき必要に応じ対策委員会にて検討し変更する。

## 第6条 患者への情報提供と説明

- ① 本指針は、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には院内感染対策委員が対応する。
- ② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

## 第7条 面会について

- ① 面会は、平日・土 13時～17時 日・祝日 17時～19時の間で、  
年齢・人数制限なく1回30分で病室面会とする。  
(新型コロナウイルス感染症の状況により最新のものに随時変更する。)

第8条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

① 院内感染対策に関する質問は下記の機関に行い、適切な助言を得る。

(1) 富山県院内感染対策協議会 FAX (076-429-6788)

または E-mail [hai@toyama.med.or.jp](mailto:hai@toyama.med.or.jp)

(2) 日本感染症学会施設内感染対策相談窓口 (厚生労働省委託事業)

FAX (03-3812-6180)

(また、昨年 of 質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので、活用する。

<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html> )

② その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。

第8条 改訂年月

本指針は平成19年 5月作成  
平成19年12月改訂  
平成23年 9月改訂  
平成27年 7月改訂  
令和 2年 7月改訂  
令和 3年 6月改訂  
令和 5年 6月改訂  
令和 6年 7月改訂  
令和 7年 7月改訂  
令和 7年12月改訂